

## 監理技術者講習

(建設業法第26条の6)

(1) 登録基準

建設業法

(登録の要件等)

第二十六条の六 国土交通大臣は、第二十六条の四の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合してるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 建設工事に関する法律制度

ロ 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理

ハ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

二 前号ロ及びハに掲げる科目にあつては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ 監理技術者となつた経験を有する者

ロ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校又は専修学校における別表第二に掲げる学科の教員となつた経歴を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

三 建設業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第二十六条の四の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、建設業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第二十七条の三十一第二項第一号において同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第二十七条の三十一第二項第二号において同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

(2) 登録法人

- 法人の名称 : 財団法人 全国建設研修センター  
指定・登録時期 : 平成 16 年 6 月 30 日  
法人の連絡先 : 東京都千代田区永田町 1-11-30  
指定・登録の理由 : 建設業法第 26 条の 6 の規定に基づく基準に適合しているため
- 法人の名称 : 財団法人 建設業振興基金  
指定・登録時期 : 平成 16 年 6 月 30 日  
法人の連絡先 : 東京都港区虎ノ門 4-2-12  
指定・登録の理由 : 建設業法第 26 条の 6 の規定に基づく基準に適合しているため
- 法人の名称 : 株式会社 建設産業振興センター・財団法人建設業振興基金 テレビ講習  
指定・登録時期 : 平成 16 年 6 月 30 日  
法人の連絡先 : 東京都港区虎ノ門 4-3-10  
指定・登録の理由 : 建設業法第 26 条の 6 の規定に基づく基準に適合しているため
- 法人の名称 : 社団法人 全国土木施工管理技士会連合会  
指定・登録時期 : 平成 16 年 7 月 30 日  
法人の連絡先 : 東京都千代田区九段南 4-8-30  
指定・登録の理由 : 建設業法第 26 条の 6 の規定に基づく基準に適合しているため
- 法人の名称 : 財団法人 神奈川都市整備技術センター  
指定・登録時期 : 平成 16 年 8 月 31 日  
法人の連絡先 : 神奈川県茅ヶ崎汐見台 1-7  
指定・登録の理由 : 建設業法第 26 条の 6 の規定に基づく基準に適合しているため
- 法人の名称 : 株式会社 総合資格  
指定・登録時期 : 平成 16 年 10 月 28 日  
法人の連絡先 : 東京都新宿区西新宿 1-26-2  
指定・登録の理由 : 建設業法第 26 条の 6 の規定に基づく基準に適合しているため
- 法人の名称 : 有限会社 五艘総合技術士事務所  
指定・登録時期 : 平成 18 年 1 月 20 日  
法人の連絡先 : 千葉県八千代市大和田新田 469-209  
指定・登録の理由 : 建設業法第 26 条の 6 の規定に基づく基準に適合しているため
- 法人の名称 : 株式会社 日建学院  
指定・登録時期 : 平成 23 年 1 月 13 日  
法人の連絡先 : 東京都豊島区池袋 2-68-1  
指定・登録の理由 : 建設業法第 26 条の 6 の規定に基づく基準に適合しているため
- 法人の名称 : 株式会社 アルゴ学園  
指定・登録時期 : 平成 23 年 5 月 15 日  
法人の連絡先 : 東京都新宿区北新宿 1-6-21  
指定・登録の理由 : 建設業法第 26 条の 6 の規定に基づく基準に適合しているため